

資料 1

はりまや橋から高知城までの東西軸エリア活性化に係るプラン検討会設置要綱

(目的)

第1条 県都である高知市中心市街地のはりまや橋から高知城までの東西軸エリアについて、歴史・文化・食をテーマとして、高知市民や県民はもとより観光客によるにぎわいを創出し県経済を活性化するプランを検討するため、はりまや橋から高知城までの東西軸エリア活性化に係るプラン検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) はりまや橋から高知城までの東西軸エリアの活性化プランの検討に関すること。
- (2) その他検討会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 検討会の構成員（以下、「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうち、高知県知事及び高知市長が認める者とする。

- (1) 商工業、観光業の関係団体等に属する者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) その他歴史、文化、食等について識見を有する者
- 2 委員の任期は、平成 22 年 3 月 31 日までとする。
 - 3 検討会に会長及び副会長 1 名を置き、委員の互選により選任する。
 - 4 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。
 - 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明その他の協力を求めることができる。

(会議)

第4条 検討会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、公開とする。ただし、特に検討会が必要があると認めるときは、非公開とすることができる。
- 3 委員が会議を欠席する場合、会長は当該委員が推薦する者の代理出席を認めることができる。

(謝金及び旅費)

第5条 委員の謝金は、これを支給しない。

- 2 委員が検討会の職務を行うために、会議に出席し、また旅行したときの旅費は各委員

がそれぞれ負担する。

(事務局)

第 6 条 検討会の事務局は、高知県総務部政策企画課及び高知市商工観光部産業政策課に置き、その庶務を共同して行う。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 22 年 1 月 7 日から施行する。
- 2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、高知県知事及び高知市長が招集する。
- 3 第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、委員の申し出により、高知県知事及び高知市長が協議し、代理出席を認めることができる。